

○岡山市共同墓地整備補助金交付要綱

昭和62年7月20日

市告示第122号

(趣旨)

第1条 共同墓地の整備を促進するため、共同墓地内の整備工事を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この告示を定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則(昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この告示において、「共同墓地」とは、岡山市営墓地条例(昭和48年市条例第17号)第2条に規定する墓地(以下「市営墓地」という。)以外の墓地で、財産区墓地、地域共同墓地等の市営墓地に準ずるものをいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たす共同墓地の整備事業とする。

(1) 次に掲げる要件のいずれをも満たす共同墓地で行われるものであること。

ア 共同墓地として現に使用されていること。

イ 一墓域の墓所が30以上の集団をなしていること。

(2) 次に掲げる工事区分のいずれかに該当する工事であること。

ア 参道舗装新設工事

イ 土留擁壁新設工事

ウ 排水溝新設工事

エ 給水新設工事

(3) 工事の内容が、前号に掲げる工事区分ごとに、別表に定める構造と同程度以上のものであるか、又は現地の状況により同等以上の効果があること。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、共同墓地内の整備工事を行う者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者としない。

(1) 市税を完納していない者

(2) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)に違反している者

(3) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該

取消しの日の属する年度から起算して2年を経過していない者

(補助金の交付の制限)

第5条 補助金の交付回数は、同一の共同墓地につき、2回を限度とする。ただし、当該共同墓地が、次の各号のいずれかに該当する場合には、2度目の交付は行わない。

(1) 前回の補助金の交付を受けた日の属する年度から起算して2年を経過していない場合

(2) 前回の補助金の交付を受けた際に行つた工事と第3条第1項第2号に掲げる工事区分が同一の工事を行う場合

2 他の補助制度の対象となつているものについては、補助金の交付の対象としない。

(補助金の額)

第6条 補助金額は、第3条第1項第2号に掲げる工事区分ごとに、その実支出額と市長が別に定める標準設計による工事に要する費用と比較して、いずれか少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額で100万円を上限とする。

2 前項によつて得られた額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助事業承認の申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者は、あらかじめ整備工事ごとに共同墓地整備補助事業承認申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 位置図(縮尺2,500分の1程度)

(2) 平面図(縮尺300分の1程度 施工面積、延長等が算定できる図面)

(3) 断面図・構造図

(4) 切絵図(写し)

(5) 共同墓地の土地登記簿謄本

(6) 選任書(様式第2号)

(7) 工事見積書

(8) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、補助事業の参加者の同意に基づく代表者をもつてしなければならない。

(補助事業の承認)

第8条 市長は、前条の申請があつた場合は、当該申請に係る書類の審査、調査等を行い、事業を承認すべきものと認めるときは、共同墓地整備補助事業承認通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査、調査等の結果により事業を承認することが不相当と認めるときは、当該申請者にその旨を通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により当該事業の承認をするときは、承認に関する事項を記載し、承認に関して条件を付することができる。

(交付の申請)

第9条 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は次のとおりとする。

- (1) 位置図(縮尺2,500分の1程度)
- (2) 実測平面図(縮尺300分の1程度 施工面積、延長等が算定できる図面)
- (3) 断面図・構造図
- (4) 共同墓地の土地登記簿謄本
- (5) 共同墓地の敷地に関して権利を有する者に関する整備工事等承諾書(様式第4号)
- (6) 工事見積書、積算書
- (7) 共同墓地整備補助事業承認通知書(写し)

(維持管理の義務)

第10条 この告示による補助金の交付を受けて整備した共同墓地は、補助事業参加者が共同して墓地の機能を損なわないように維持管理を行わなければならない。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年市告示第71号)

この告示は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成2年市告示第146号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年市告示第839号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

(1) 参道舗装標準断面図

◆イメージ有り◆

(2) 止留擁壁標準断面図

◆イメージ有り◆

(3) 排水溝標準断面図

◆イメージ有り◆

様式第1号(第7条関係)

共同墓地整備補助事業承認申請書

年 月 日

岡山市長 様

申請者 住所

氏名 印

(TEL )

共同墓地の整備補助事業の承認を受けたいので、岡山市共同墓地整備補助金交付要綱(昭和62年市告示第122号)第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

共同墓地の所在地		岡山市 町 番				
墓地の種類		財産区墓地	地域共同墓地	その他		
整備工事 の種類	参道舗装 新設工事	整備後幅員		m	整備後延長	m
	土留擁壁 新設工事	整備後高さ		m	整備後延長	m
	排水溝新 設工事	整備後幅員		m	整備後延長	m
	給水新設 工事	整備後延長		m	設置箇所数	栓
墓域内墓所数						
工事着工予定年月日		工事完工予定年月日				

申請理由	
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 位置図(縮尺2,500分の1程度)</li> <li>(2) 平面図(縮尺300分の1程度 施工面積, 延長等が算定できる図面)</li> <li>(3) 断面図・構造図</li> <li>(4) 切絵図(写し)</li> <li>(5) 共同墓地の土地登記簿謄本</li> <li>(6) 選任書</li> <li>(7) 工事見積書</li> <li>(8) その他市長が必要と認める書類</li> </ul>

様式第2号(第7条関係)

選任書

このたび、岡山市 町地内の共同墓地の整備工事を施工するに当たり、補助金の交付に係る事務について一切の権限を有する者として、岡山市 町 番地 を代表者として選任します。

住所	氏名	印

様式第3号(第8条関係)

共同墓地整備補助事業承認通知書

岡山市指令 第 号

申請者 住所  
氏名

年 月 日付けの共同墓地整備補助事業承認申請について、次のとおり承認したので、岡山市共同墓地整備補助金交付要綱(昭和62年市告示第122号)第8条第1項の規定により通知する。

年 月 日

岡山市長 印

共同墓地の所在地	岡山市 町 番地			
承認事項	整備工事の種類	幅員又は高さ	延長	設置箇所数
		m	m	栓
承認の条件				

様式第4号(第9条関係)

整備工事等承諾書

年 月 日

岡山市長 様

共同墓地内の私が権利を有する次の土地に対し、 工事が行われることについて、なんら異議なく承諾します。

また、当該工事完工後、引き続き共同墓地として使用されることについても、なんら異議なく承諾します。

土地の所在地	権利の種類	権利者		承諾印
		住所	氏名	